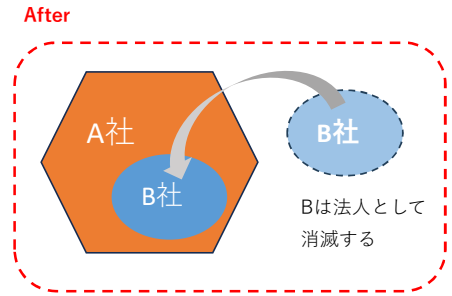
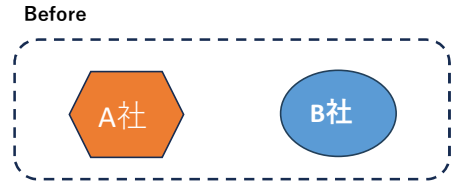


【1】 既に存在する会社A が 既に存在する会社B の権利・義務等をまるごと引き継ぐ場合

(1) 吸収合併という方法 (A社がB社を吸収する)



- ① A社とB社が **同じ企業グループ内** の会社であるか、または
対等な立場 での吸収合併である場合など
→ 税金計算上では **適格合併** という「簿価引き継ぎ」タイプの可能性大
[判定\(法人税法 第2条12の8\)へ](#)
- ② 上記①に当てはまらない吸収合併である場合
→ 税金計算上では **非適格合併** という「時価引き継ぎ」タイプになる

(3) 合併の前後で「経済的実体が変わる」ような吸収合併というケースに当てはまる場合 (非適格合併)

A社 側で行われる仕訳と税金計算 / 非適格合併なので、相手側のB/S科目を「**時価**」で受け入れる

【税務上の仕訳その1；資産と負債の受け入れ】

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
現金・預金		買掛金や未払金	時価	
売掛金や未収金	時価	借入金	そのままの額	
普通の固定資産	時価	B社側で発生した未払税金	※循環計算注意	B社側で合併日前日で行った決算で発生する税金。 合併の譲渡損益も課税所得に含めた税額。
譲渡損益調整資産として 扱うべき固定資産	簿価 ※グループ内だが 非適格という場合	資本金等の額	合併対価としてB社の株主 (この場合はA社自身) に渡されるA社株の時価	B社の資本金等に A社の持分(%)がある場合は、便宜上いったん 第三者の立場同様「交付するA社株の時価」を認識
資産(or負債)調整勘定 ※いわゆる税務上の「のれん」	差額	資本金等の額	合併対価として B社の株主に渡される 「A社株」の時価	B社の株主のうち、吸収するA社以外の第三者株主に対して 交付するA社株式の時価
		利益剰余金	認識しない	そもそも全てを時価で計算して合併取引による 譲渡損益まで認識するので引き継がない
合計	0	合計	0	

【税務上の仕訳その2；A社が持っていた、合併相手であるB社株式(B/S投資等の部の出資金)は強制的に“消滅”させる】

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
資本金等の額	合併対価としてB社の 株主(この場合は A社自身)に 渡されるA社株の時価	B社株式(出資金) ※A社のB/S記載額	合併直前の簿価	B社決算書に記載の資本金等×A社の株式保有割合 (税務上の簿価。会計上は評価損計上でも原則は税務否認状態)
		みなし配当	合併対価としてのA社株の 時価のうち利益相当部分	B社決算書に記載の資本金等×A社の株式保有割合(つまり簿価)と、 合併対価として渡された額のうち資本金等部分との差額
株式譲渡損益	認識しない ※税制改正による			※基本的に合併対価が株式のみなら、この差額は生じないはず。
合計	0	合計	0	

- ※ **みなし配当** については、税務上は益金不算入の配当として扱う
- ※ **株式譲渡損益** については、税務上は損益として不算入。資本金等の額の増減項目となる (※損出し規制)

【税務上の仕訳その3；合併相手であるB社の「A社以外の株主さん達」の仕訳。消滅するB社株式のかわりにA社株式が渡される。】

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
資本金等の額	合併対価として B社の株主に渡される 「A社株」の時価	B社株式(出資金) ※その株主側でのB/S記載額	合併直前の簿価	B社決算書に記載の資本金等×その株主の株式保有割合
		みなし配当 (受取配当金)	合併対価としてのA社株の 時価のうち利益部分	B社決算書に記載の資本金等×株式保有割合(つまり簿価)と、 合併対価として渡された額のうち資本金等部分との差額
株式譲渡損益	差額			※基本的に合併対価が株式のみなら、この差額は生じないはず。
合計	0	合計	0	

B社

側で行われる仕訳と税金計算 / B/S科目をすべて逆仕訳にして「資産・負債科目をゼロ」にする

資産負債を合併法人に時価で譲渡したことになるので、譲渡損益が認識される。

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
買掛金や未払金		現金・預金		
借入金		売掛金や未収金		
合併の対価として 受け取った株式等		固定資産 その他の資産		
★未払法人税等	*****	◎合併による譲渡益	合併の対価と消滅した 純資産との差額	
★合併直前決算で 生じた法人税等	*****	★未払法人税等	*****	★の計算は◎の「合併による譲渡損益」を含めて行う。 ここで生じた未払法人税等はさらに、合併される法人の純資産を 減らすので、その「未払法人税が原因で減った純資産」の分だけ さらに譲渡益が出るという「循環計算」が発生するという説あり。
合計	0	合計	0	

/ 上記で得た「合併の対価として受け取った株式等」は、B社の株主に渡される。

(合併、なのでB社そのものが消滅する以上、受け取った合併対価はB社の株主に渡されるほか無い)

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
資本金等の額	消滅するB社の 資本金等の簿価残高	合併の対価として 受け取った株式等	合併対価として B社の株主に渡される 「A社株」の時価	
みなし配当 (利益積立金)				※このみなし配当金に課される源泉所得税については 仕訳記載上、省略している
合計	0	合計	0	